

運 営 規 程

社会福祉法人 姫路社会福祉事業協会
障がい者グループホームみらい

障がい者グループホーム みらい 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人姫路社会福祉事業協会が設置する障がい者グループホーム みらい（以下「事業所」という。）において実施する共同生活援助事業・短期入所事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の円滑な管理運営を図るとともに、利用者の意見及び人格を尊重して、利用者の立場に立った適切な施設障害福祉サービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することにより、利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供するものとする。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

5 前4項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号、以下「法」という。）及び「姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第61号）」に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 障がい者グループホーム みらい
- (2) 所在地 兵庫県姫路市打越 530 番地 13

(提供する障害福祉サービスの種類)

第4条 事業所において提供する障害福祉サービスの種類は次のとおりとする。

- (1) 共同生活援助事業
- (2) 短期入所事業

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第5条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。但し、従業者の職種、員数については必要に応じて追加又は増員することができる。

- (1) 管理者 1名

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対して法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。職務の遂行が困難な場合に備え職務の代行を行う職員をあらかじめ定める。

- (2) サービス管理責任者 1名

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

- (3) 生活支援員 基準に基づく人員(平均区分による基準)

生活支援員は、必要な日常生活の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。

- (4) 世話人 基準に基づく人員以上

世話人は、日常生活上必要な世話及び援助を行う。

2 管理者は、職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については別に定める。

(利用定員)

第6条 利用定員は次のとおりとする。

- (1) 共同生活援助事業 17名

共同生活住居 障がい者グループホームみらい西 10名

共同生活住居 障がい者グループホームみらい東 7名

- (2) 短期入所事業 2名

ただし、本体事業所の利用者が共同生活住居の定員に満たない場合であって、利用者の処遇に支障がない場合は、共同生活援助に利用されていない居室を用いて短期入所を行うことができるものとする。

(営業日及び営業時間)

第7条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 共同生活援助(日中サービス支援型)

(ア) 営業日 月曜日から金曜日

(イ) 営業時間 午前9時から午後5時まで。

(2) 短期入所

(ア) 営業日 月曜日から金曜日

(イ) 営業時間 午前9時から午後5時まで。

但し、管理者が必要と認めた時は、これを変更することができる。

(主たる対象者)

第8条 事業所において障害福祉サービスを提供する主たる対象者は次のとおりとする。

(1) 知的障害者・精神障害者

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は次の通りとする。

(1) 共同生活援助事業

兵庫県の全域とし、その他の地域については別途協議する。

(2) 短期入所事業

兵庫県の全域とし、その他の地域については別途協議する。

(障害福祉サービスの内容)

第10条 障害福祉サービスの内容は以下の通りとする。

(1) 共同生活援助事業・短期入所支援事業

(ア) 食事の提供

(イ) 入浴又は清拭

(ウ) 身体等の介護

(エ) 心身の機能及び日常生活能力の維持、向上の為の支援

(オ) 健康管理

(カ) 相談、助言

(キ) 生産活動の機会の提供

(ク) 創作的活動の機会の提供

(ケ) 各種行事、クラブ活動、余暇活動他

(2) 短期入所事業

居宅において、その介護を行う者の疾病やその他の理由により短期間の

入所を必要とする知的障害者・精神障害者に対し入浴、排泄、又は食事等の介護や日常生活の支援等を実施する。

(利用者負担額等の受領)

第11条 事業所は、サービスを提供した際は、利用者からそのサービスに係る利用者負担額の支払を受ける。

2 事業所は、法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、利用者からそのサービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受ける。

3 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受ける。当該費用については毎月末日に当該月分を計算し、翌末日又は利用契約書第9条の規定により利用契約を終了した日に精算すると共に、残金が生じたときは、利用者にもその残金を返還するものとする。

(1) 共同生活援助に係る費用

(ア) 家賃 月額 障がい者グループホーム みらい 36,000円
(体験利用の場合 日額 1,200円)

(イ) 光熱水費 月額 障がい者グループホーム みらい 9,000円
(体験利用の場合 日額 300円)

(ウ) 食材料費 月額 障がい者グループホーム みらい 30,000円
(体験利用の場合 日額 1,000円)

(エ) 日用品費 月額 障がい者グループホーム みらい 3,000円
(体験利用の場合 日額 100円)

(オ) その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者にも負担させることが適当と認められるものの実費

(2) 短期入所

(ア) 食事の提供に係る費用

- ・朝食 1食につき食材料費 280円
- ・昼食 1食につき食材料費 360円
- ・夕食 1食につき食材料費 360円

(イ) 光熱水費 1日につき 300円

(ウ) 日用品費の実費

(エ) その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者及び障害児の保護者にも負担させることが適当と認められるものの実費

4 事業所は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、その費用に係る領収証を支払った利用者に対し交付する。

5 事業所は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

(障害福祉サービスの利用に当たっての留意事項)

第12条 障害福祉サービスの利用に当たっては、利用者は生活のルールを守り、適正な設備使用に努めるものとする。

(内容、手続きの説明及び同意)

第13条 利用の申し込みがあったときは、利用者申込者又は家族・身元引受人等に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、障がい者グループホームみらいを利用する上でのルール、設備の利用上の留意事項、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間について利用申込者の同意を得るものとする。

(提供拒否の禁止)

第14条 事業所は正当な理由なく障害福祉サービスの提供を拒んではならないものとする。

(受給資格等の確認)

第15条 事業所は、障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、障害福祉サービス費支給決定の有無、支給期間、支給量を確認する。

(障害福祉サービスの支給申請に係る援助)

第16条 事業所は、障害福祉サービス支給決定を受けていない利用申込者については、障害福祉サービスの支給申請がすでに行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう援助する。

2 障害福祉サービス支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について必要な援助を行う。

(心身の状況把握)

第17条 事業所は、障害福祉サービスの提供にあたっては、利用者の心身の状況その置かれている環境、その他の保健医療福祉サービス又は福祉サービ

スの利用状況の把握に努める。

(利用者に関する市町村への通知)

第18条 事業所は、障害福祉サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を介護給付費等の支給決定を行った市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに事業所の利用に関する指示に従わないとき。
- (2) 偽り、その他不正な行為によって介護給付費等を受け又は受けようとしたとき。

(掲示)

第19条 事業所は、事業所内の見やすい場所に運営規程の概要、従業員等の勤務体制その他のサービスの選択に資する重要事項を自由に閲覧できる場所に備える。

(秘密保持)

第20条 事業所の従業者及び従業者であった者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又は家族等の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、業務上知り得た利用者及びその家族等に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命・身体等危険がある場合等、正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲に、官憲の命令及び別に定める文書（情報提供同意書）に限り第三者に開示するものとし、その以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に秘密とする。
- 3 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第21条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(苦情解決)

第22条 提供した障害福祉サービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 事業所は、提供した障害福祉サービスに関し、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受け付けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

(衛生管理)

第23条 事業所は、利用者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

- 2 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うために、採用時及び年1回以上の健康診断を行う。
- 4 感染症の発生、蔓延を防ぐために必要な措置を講じる。

(身体拘束の禁止)

第24条 事業所は、サービスの提供に当たっては利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のため研修を定期的実施する。

(記録の整備)

第25条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 事業所は、利用者に対する障害福祉サービスに関する諸記録を整備し、当該障害福祉サービスの提供を終了した日から5年間保存する。

- 3 利用者は、事業所にて当該利用者に関するサービス記録を閲覧できる。
- 4 サービス記録の写しが必要な場合、実費相当額にて写すことができる。

(職員研修)

第26条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設け

るものとし、又、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 三つの形態（OJT：職務を通じての研修、OFF-JT：職務を離れての研修、SDS：自己啓発援助）を活用し、職員の資質能力の向上及び見識を広める。また、年3回以上の全体研修を行う。

(情報の提供等)

第27条 事業所を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用できるように情報の提供を行う。

(地域等との連携)

第28条 事業所は、運営にあたって地域住民又は住民の活動との連携、協力を行うなど地域との交流に努める。

(緊急時における対応)

第29条 事業所は、現に障害福祉サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要に場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(事故発生時における対応)

第30条 利用者に対する障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 利用者に対する障害福祉サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行う。

(非常災害対策)

第31条 事業所は、防災・防火措置として、次の事項を実施する。

- (1) 関係機関と連絡を密にし、年2回以上の防火設備の点検を実施する。

- (2) 消防法に準拠した消防計画を別に定め、自衛消防組織を編成する。
- (3) 消防計画に基づき、避難訓練・消火訓練等を定期的を実施する。

2 管理者は、前項の措置を万全にするために、直接の責任者を従業者の中から決定し、前項の措置を行わせる。

(火災時等の応援・協力体制)

第32条 管理者は、火災等非常災害が発生した場合、株式会社太陽園及び愛光社会福祉事業協会の運営する関係施設職員に対して、応援・協力の依頼をすることが出来るものとする。又、上記関係施設より応援・協力の依頼があった場合、即座に職員に対して応援・協力の要請を行うものとする。

(暴力団等の影響の排除)

第33条 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(会計区分)

第34条 事業所は、障害福祉サービスの事業会計と、その他の事業会計とを区分する。

(改廃)

第35条 事業所は、この規程を変更し、又は廃止するときは、社会福祉法人姫路社会福祉事業協会理事会の議決を経るものとする。

(補則)

第36条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人姫路社会福祉事業協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

1. この規程は、令和5年8月1日一部改正する。
2. この規程は、令和6年12月1日一部改正する。